

事務連絡
平成 29 年 3 月 29 日

後援名義使用許可事務御担当者 様

厚生労働省医薬・生活衛生局
血液対策課 献血推進係

平成 29 年度「愛の血液助け合い運動」の後援依頼について

平素より大変お世話になっております。

献血の推進につきましては、日頃より格別のご配慮をいただき、誠にありがとうございます。

さて、毎年度実施しております「愛の血液助け合い運動」については、毎年ご後援をいただいているところですが、本年度におきましても実施することとしておりますので、ご後援を賜りたくお願い申し上げます。

なお、ご後援をご承諾いただけます場合には、お手数ながら、4月7日（金）までに折り返しお返事をいただきたく、重ねてお願い申し上げます。

【照会先】

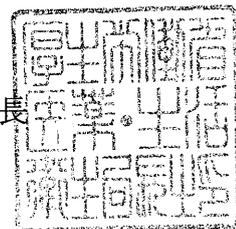
厚生労働省 医薬・生活衛生局
血液対策課 献血推進係
TEL:03-5253-1111（内線 2908）
FAX:03-3507-9064

薬生発 0329 第 6 号

平成 29 年 3 月 29 日

日本病院会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長



平成 29 年度「愛の血液助け合い運動」の後援について（依頼）

献血の推進につきましては、平素より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省では、すべての血液製剤を国民の献血によって安定的に確保する体制を早期に確立するため、広く国民の間に献血に関する理解と協力を求めるとともに、特に、継続的な推進が必要な成分献血・400 mL 献血と血液製剤の適正使用への協力を求め、献血運動の一層の推進を図ることを目的とした「愛の血液助け合い運動」(平成 29 年 7 月 1 日から 31 日までの 1 ヶ月間)を都道府県及び日本赤十字社と共催で別紙実施要綱のとおり実施することとしています。

つきましては、本運動の実施に際し、貴会の御後援を賜りたくお願い申し上げます。

なお、御後援を御承諾いただけます場合には、4 月 7 日 (金) までに、お手数ながら折り返し御返事をいただきたく重ねてお願い申し上げます。

平成29年度「愛の血液助け合い運動」実施要綱

1 目的

すべての血液製剤を国民の献血によって安定的に確保する体制を早期に確立するため、広く国民の間に献血に関する理解と協力を求めるとともに、特に、継続的な推進が必要な成分献血・400mL献血と血液製剤の適正使用への協力を求め、献血運動の一層の推進を図ることを目的とする。

2 期間

平成29年7月1日から7月31日までの1か月間

3 実施機関（予定）

主催 厚生労働省、都道府県、日本赤十字社

後援 文部科学省、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、
日本病院会、全日本病院協会、全国自治体病院協議会、
日本病院薬剤師会、日本新聞協会、日本雑誌協会、
日本放送協会、日本民間放送連盟、日本民営鉄道協会、
全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本看護協会
日本血液製剤協会、日本労働組合総連合会、
日本経済団体連合会、日本製薬団体連合会、
全日本医薬品登録販売者協会、全国配置薬協会、

協賛 健康保険組合連合会、国民健康保険中央会、全国社会福祉協議会

4 実施事項

(1) 厚生労働省及び日本赤十字社血液事業本部（以下単に「日本赤十字社」という。）における実施事項

ア 各種広報手段の活用

厚生労働省及び日本赤十字社は、本運動の実施に当たり、十分に連携しながら、各種広報手段を十分活用する。

イ ポスターの配布等

厚生労働省及び日本赤十字社は、本運動用ポスターその他の印刷物を作成し、各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部等に配布する。

ウ 献血運動推進全国大会の開催

厚生労働省、秋田県及び日本赤十字社は、本運動の趣旨の普及を図るため、「第53回献血運動推進全国大会」を開催する。

(2) 各都道府県等における実施事項

ア 運動計画の策定

各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部は、十分に連携しながら、各都道府県献血推進協議会、管内各市区町村及び各種献血推進団体の協力の下に、それぞれの地域の実情に即した運動計画を策定した上で、本運動を実施する。

イ 各種広報手段の活用

各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部は、本運動の実施に当たり、十分に連携しながら、各種広報手段を十分活用する。

ウ ポスターの掲示等

各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部は、厚生労働省及び日本赤十字社から配布されるポスター等の掲示・配布を行うとともに、企業、学校、病院、駅、各種団体、地域組織等に、これらの配布と公衆の目につきやすい場所への掲示等を依頼するなど、効果的な啓発活動に取り組む。

エ 献血推進大会等の開催

各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部は、本運動期間中、特に関係諸機関、各種団体等の協力を得て献血推進大会、講演会、座談会、献血者の表彰、標語募集、映写会等の催し物を開催し、住民に対し血液に関する正しい知識の普及に努めるとともに、献血に関する理解と協力を求める。

オ 血液製剤の適正使用の推進

各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部は、管内市区町村及び血液センターと十分に連携しながら、医療機関に対して血液製剤の適正使用の推進を図る。

カ 若年層の献血者対策の推進

各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部は、若年者献血ボランティア組織、青少年の献血ボランティア組織等との組織的な連携を構築し、若年層への献血の推進及び将来の献血者に対する普及啓発を図る。

キ 組織的献血及び計画採血の推進

各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部は、各都道府県献血推進協議会及び血液センターの協力を得て、計画採血の重要性の普及を図るとともに、組織的献血の推進を図る。

ク 複数回献血の推進

日本赤十字社各都道府県支部は、複数回献血者を確保するためのクラブにおいて、情報誌の配布、健康相談の実施等、サービスの提供を行うよう努める。

各都道府県は、当該クラブの運営に協力する。